

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十八年六月三十日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ児島店

所在地 倉敷市児島下の町二丁目一五七七ー一

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市奉還町一丁目七ー七

代表者の氏名 理事長 三橋 幸夫

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）生活協同組合おかやまコープ 理事長 吉永 紀明

（変更後）生活協同組合おかやまコープ 理事長 三橋 幸夫

4 変更年月日

平成十八年六月六日

二 届出年月日

平成十八年六月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十八年六月三十日から平成十八年十月三十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課